

佐賀中部広域連合

(1) 経緯

本広域連合は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市及び神埼郡吉野ヶ里町により構成され、介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る調査研究事務の3事務を行っています。

その沿革は、介護保険事務を共同処理するために、平成11年2月に当時の佐賀市、多久市、佐賀郡6町、神埼郡6町村及び小城郡4町の18市町村によって本広域連合が設立されました。

平成15年4月からは、佐賀地区広域市町村圏組合との統合により、当時の佐賀市、多久市、佐賀郡及び小城郡の消防事務及び佐賀市、多久市、佐賀郡、小城郡及び神埼郡（三田川町及び東脊振村を除く。）のふるさと市町村圏事務を本広域連合で行うこととなりました。

平成22年4月からは、ふるさと市町村圏事務を廃止しましたが、その発展として現在の4市1町による広域行政の推進に係る調査研究事務に取り組むこととしました。

平成25年4月からは、神埼地区消防事務組合との統合により、消防事務についても4市1町によるものとなりました。

(2) 佐賀中部広域連合の概要

① 構成団体（4市1町）

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町

② 主な業務内容

ア 介護保険に係る次の事務に関する事。

i 被保険者の資格管理に関する事。

ii 介護認定審査会の設置及び運営に関する事。

iii 要介護認定及び要支援認定に関する事。

iv 保険給付に関する事。

v 介護保険事業者（介護保険施設を除く。）の指定及び指導監督に関する事（佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の規定により広域連合が処理することとされる事務を含む。）。

vi 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事。

vii 介護保険事業計画の作成に関する事。

viii 介護保険料の賦課及び徴収に関する事。

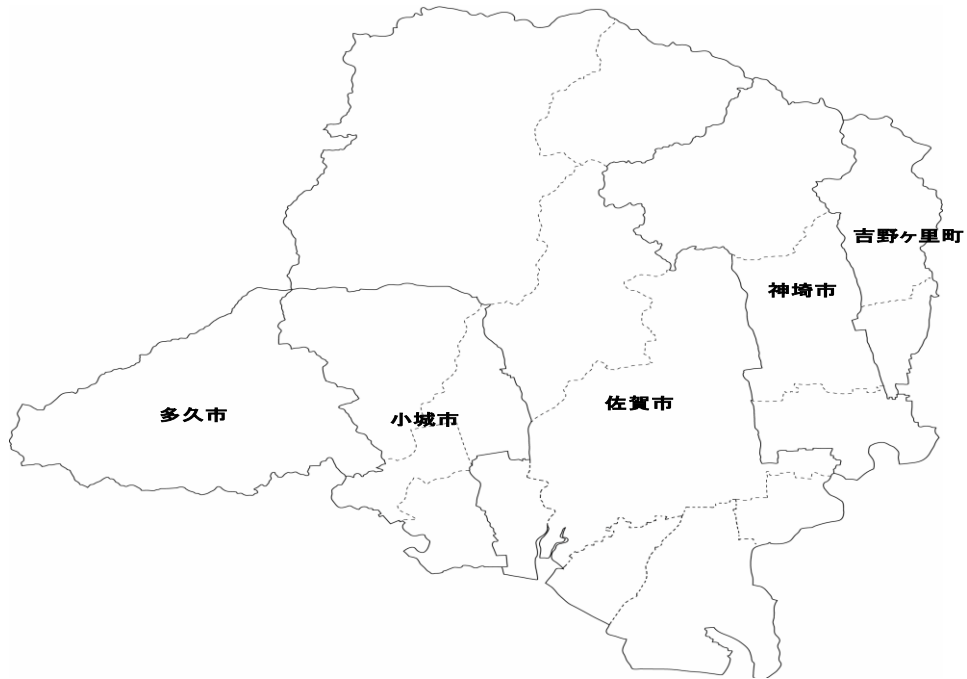
ix i からviiiまでの事務に附帯する事務に関する事。

イ 障がい支援区分認定審査会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会をいう。）の設置及び運営に関する事。

ウ 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く。）に関する事。

エ 広域行政の推進に係る調査研究に関する事。

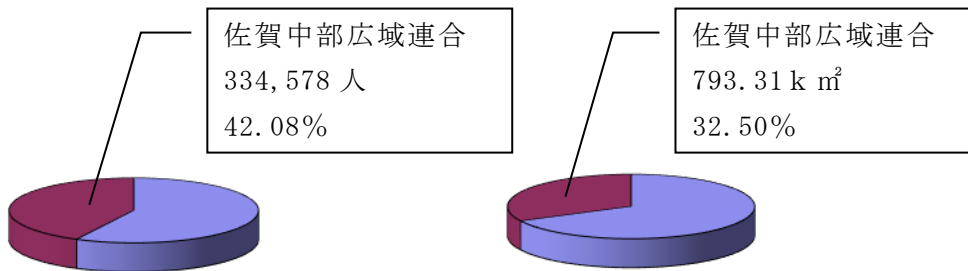
佐賀中部広域連合（5市町）



基本指数（令和6年4月1日現在）

人口（人）

面積（km²）



③ 所在地

ア 佐賀中部広域連合事務局
（介護保険業務及び広域行政業務）

佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階

イ 佐賀広域消防局
（消防業務）

佐賀市兵庫北三丁目5番1号

④ 組織

佐賀中部広域連合組織図

令和6年4月1日現在

(議会)

広域連合議会

議会事務局

事務局及び消防局総務課職員
佐賀市議会事務局職員 兼務

(執行機関)

広域連合長

副広域連合長

首長選出4名
副首長選出1名

※総務課長及び業務課長は兼務
※認定審査課長及び給付課長は兼務
※障がい認定係は認定第1係の一部で兼務

事務局			
事務局長			
課等	定員	係等	定員
総務課	7	総務係	4
		企画係	2
認定審査課	15	認定調整係	6
		介護認定第1係	4
		介護認定第2係	4
		障がい認定係	3
給付課	15	給付係	5
		指導係	5
		包括支援係	4
業務課	9	業務係	3
		賦課収納係	5

佐賀広域消防局			
消防局長			
消防局副局長(兼警防課長) 1名			
課等	定員	係等	定員
総務課	18	総務係	4
		人事係	6
		経理係	4
予防課	11	査察調査係	3
		建築係	3
		危険物係	3
警防課	9	救急防災係	5
		消防救助係	3
情報指令課	19	情報管理係	2
		指令センター(第1・第2・第3)	15
佐賀消防署	121	西分署	20
		東分署	20
多久消防署	37	多久南西出張所	10
南部消防署	47	久保田出張所	10
北部消防署	47	富士出張所	10
小城消防署	57	北分署	20
神埼消防署	57	三脊出張所	10
		吉野ヶ里出張所	10

※会計管理者・出納室長は事務局長が兼務
※出納室は総務課総務係で兼務

会計部門	
会計管理者	
出納室	

監査委員

監査事務局

総務課企画係職員兼務

選挙管理委員会

常設置の
事務局なし

(3) 業務の概要

① 介護保険業務

ア 要介護・要支援認定状況

○ 要介護（要支援）認定者数（令和6年3月末現在）

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	3,361	3,538	5,025	2,477	2,343	1,377	1,083	19,204
第2号被保険者	34	50	90	51	42	21	16	304
総数	3,395	3,588	5,115	2,528	2,385	1,398	1,099	19,508

イ 被保険者の状況

○ 第1号被保険者数（令和6年3月末現在）

年齢区分	人数（人）	構成率
65歳以上75歳未満	46,954	46.68%
75歳以上	53,626	53.32%
計	100,580	100.00%

○ 徴収区分別被保険者数（令和6年4月賦課分）

徴収区分	人数（人）	構成率
特別徴収	93,205	92.65%
普通徴収	7,391	7.35%
計	100,596	100.00%

ウ 保険給付の状況

○ 令和5年度保険給付費執行状況

(単位：円)

介護給付費	令和5年度 給付費累計①	1月当たり 平均給付費	令和4年度 給付費累計②	伸率 ①/②
居宅介護サービス給付費	10,741,524,017	895,127,001	10,539,842,648	101.9%
特例居宅介護サービス給付費	434,412	36,201	605,682	71.7%
地域密着型介護サービス給付費	5,456,968,768	454,747,397	5,373,328,712	101.6%
施設介護サービス給付費	8,640,808,790	720,067,399	8,401,575,226	102.8%
居宅介護福祉用具購入費	23,276,639	1,939,720	23,385,713	99.5%
居宅介護住宅改修費	32,541,049	2,711,754	33,535,295	97.0%
居宅介護サービス計画給付費	1,097,904,705	91,492,059	1,095,866,930	100.2%
介護サービス等諸費①	25,993,458,380	2,166,121,532	25,468,140,206	102.1%
介護予防サービス給付費	1,085,137,692	90,428,141	1,042,573,986	104.1%
特例介護予防サービス給付費	0	0	0	—
地域密着型介護予防サービス給付費	241,580,657	20,131,721	246,433,826	98.0%
介護予防福祉用具購入費	17,420,011	1,451,668	19,087,796	91.3%
介護予防住宅改修費	50,956,091	4,246,341	57,950,692	87.9%
介護予防サービス計画給付費	187,410,114	15,617,510	181,075,789	103.5%
介護予防サービス等諸費②	1,582,504,565	131,875,380	1,547,122,089	102.3%
高額介護サービス費③	587,814,703	48,984,559	577,932,039	101.7%
高額医療合算介護サービス費④	102,050,058	8,504,172	108,217,194	94.3%
特定入所者介護サービス費⑤	597,020,791	49,751,733	617,125,729	96.7%
給付費合計(①+②+③+④+⑤)	28,862,848,497	2,405,237,375	28,318,537,257	101.9%
審査支払手数料⑥	40,155,934	3,346,328	39,633,321	101.3%
総合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	28,903,004,431	2,408,583,703	28,358,170,578	101.9%

② 広域行政業務

広域行政業務は、佐賀市、多久市、神崎市及び小城市の4市で、広域市町村計画及びふるさと市町村圏計画に基づき事務を実施していましたが、平成21年3月に広域市町村圏及びふるさと市町村圏制度が国において廃止され、本広域連合においては、平成22年3月に同制度に係る事務を廃止しました。

現在は、発展的に、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の区域に、神埼郡吉野ヶ里町を加えた4市1町において、広域行政の推進に係る調査研究に係る事務を行うこととしています。

③ 消防業務

ア 佐賀広域消防局管内



構成市町

- ・佐賀市
- ・多久市
- ・小城市
- ・神埼市
- ・吉野ヶ里町

令和6年4月1日現在（火災・救急、救助・通信は令和5年中）

面積・人口・世帯	面積	人口	人口密度	世帯数
	793.31 km ²	334,578人	422人/km ²	147,583世帯
	佐賀市 431.82 km ²	佐賀市 227,066人		佐賀市 103,966世帯
	多久市 96.56 km ²	多久市 17,984人		多久市 7,924世帯
	小城市 95.81 km ²	小城市 43,011人		小城市 16,529世帯
	神埼市 125.13 km ²	神埼市 30,332人		神埼市 12,421世帯
	吉野ヶ里町 43.99 km ²	吉野ヶ里町 16,185人		吉野ヶ里町 6,743世帯

予算・機構・人事	消防予算	局・署・所	職員数	消防団員数
	52億6080万円	消防局 1	定数 450人	定員 6,269人
	住民1人当り	消防署 6	実員 425人	実員 5,586人
	15,724円	分署 3	(定数外職員30人除く)	(内女性団員154人)
	1世帯当り	出張所 5		
	35,646円			

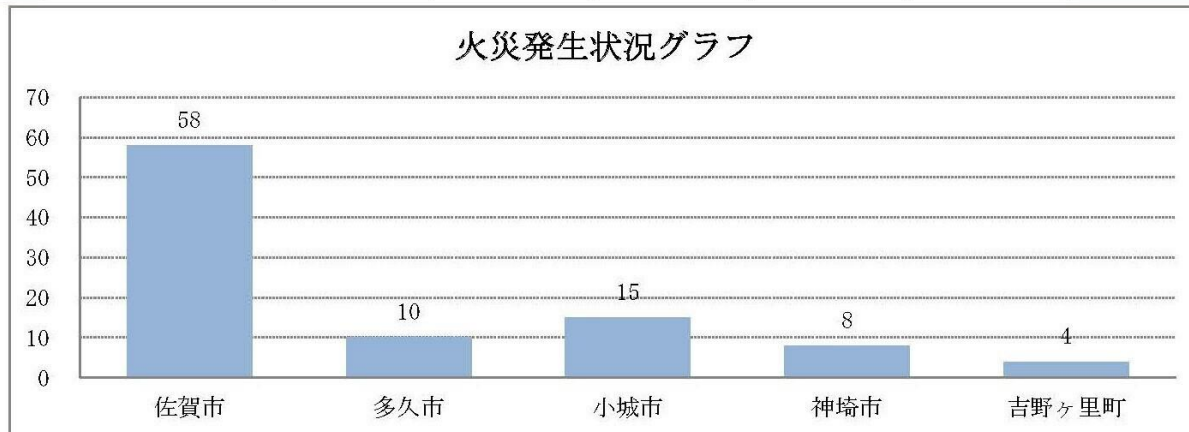
※推移人口を基礎として算出しております。

イ 火災発生状況

令和5年中

区分		市 町					計	
		佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町		
火災 件 数	火災 種 別	建 物	32	3	9	4	2	50
		林 野	4	1				5
		車 両	4	1	1	2		8
		船 舶						0
		航 空 機						0
		そ の 他	18	5	5	2	2	32
		爆 発						0
計		58	10	15	8	4	95	
焼 損 棟 数	火 元	全 焼	9	1	2	3	1	16
		半 焼	1					1
		部 分 焼	4	1	3			8
		ぼ や	18	1	4	1	1	25
	類 焼	全 焼	5			2		7
		半 焼						0
		部 分 焼	8		2	3	1	14
		ぼ や	5		1	2		8
計		50	3	12	11	3	79	
罹 災 世 帯	全 損	12	1	2	1	1	17	
	半 損						0	
	小 損	22	2	3	1	1	29	
	計	34	3	5	2	2	46	
罹 災 人 員	人 員	73	4	7	8	3	95	
	死 者	3		1			4	
	負 傷 者	9		3			12	

火災発生状況グラフ



ウ 消防車両一覧表

令和6年4月1日現在

種別		ポンプ車	救助ポンプ車	タンク車	化学車	はしご車	救助工作車	水難救助車	高規格救急車	指揮隊車	災害支援車	機動連絡車	査察車	指令車	資材搬送車	林野火災工作車	連絡車(普)	連絡車(軽)	人員輸送車	燃料補給車	特殊車両	合計
局	総務課																2	1	1			4
	警防課								1		1							1	1			4
	予防課												1					1		1		3
	小計								1		1	1					2	3	2	1		11
佐賀消防署	署	3		1		2	2		4	1			1		1			3	1		2	21
	西分署	1		1					1									1				4
	東分署	1		1					1									1				4
	小計	5		3		2	2		6	1			1		1			5	1		2	29
多久消防署	署	1		2		1			1					1	1		1		1			9
	南西出張所		1						1									1				3
	小計	1	1	2		1			2					1	1		1	1	1			12
南部消防署	署	1	1		1				1		1			1	1			1	1			9
	久保田出張所	1							1									1				3
	小計	2	1		1				2		1			1	1			2	1			12
北部消防署	署		1	1	1			1	2					1	1			1	1			10
	富士出張所	1							1									1				3
	小計	1	1	1	1			1	3					1	1			2	1			13
小城消防署	署	1		1			1		2		1			1	1			1	1			10
	北分署	1		1					1									1				4
	小計	2		2			1		3		1			1	1			2	1			14
神埼消防署	署	1	1		1				2					1	1	1	1		1		1	11
	三脊出張所	1							1									1				3
	吉野ヶ里出張所			1					1									1				3
	小計	2	1	1	1				4					1	1	1	1	2	1		1	17
合計		13	4	9	3	3	3	1	20	2	2	1	2	5	6	1	4	17	8	1	3	108

※ 特殊車両：「水陸両用バギー」及び「重機」を示す。



重機



重機搬送車



消防ポンプ自動車CD-I型

エ 防火対象物数

令和6年4月1日現在

市 町 用 途		佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	計
		1	イ 劇場・映画館・観覧場等	17	3	1	
	ロ 公会堂・集会場	85	15	26	9	6	141
2	イ キヤハ ^レ ・カフェ・ナイトクラブ ^レ 等	1					1
	ロ 遊技場・ダンスホール	15		3	2	2	22
	ハ 性風俗営業店舗等						
	ニ カラオケボックス等	6		1		2	9
3	イ 待合・料理店	6		2	7	3	18
	ロ 飲食店	528	28	67	40	45	708
4	百貨店・物品販売業	442	27	73	38	24	604
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所	221	5	45	35	2	308
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	3,232	67	270	209	163	3,941
6	イ 病院・診療所・助産所	242	13	31	26	23	335
	ロ 老人短期入所施設等	224	14	35	28	7	308
	ハ 老人デイサービスセンター等	410	41	63	44	22	580
	ニ 幼稚園・特別支援学校	63		2		2	67
7	学校・各種学校	322	28	47	47	11	455
8	図書館・博物館・美術館	15	3	3	1	4	26
9	イ 蒸気浴場等	4		1		1	6
	ロ 上記以外の公衆浴場	6					6
10	車両停車場・航空機発着場	2			1	1	4
11	神社・寺院・教会等	196	20	39	35	8	298
12	イ 工場又は作業場	921	150	185	179	139	1,574
	ロ 映画、テレビスタジオ	1					1
13	イ 自動車車庫・駐車場	171	11	23	14	3	222
	ロ 航空機等の格納庫	3				4	7
14	倉庫	865	123	172	169	110	1,439
15	前項に該当しない事業場	1,135	110	127	125	115	1,612
16	イ 特定複合用途防火対象物	671	34	58	33	11	807
	ロ 上記以外の複合用途	325	14	29	24	14	406
16の2	地下街						
17	重要文化財・史跡	13	4	4	3		24
18	50m以上のアーケード	2					2
19	市町村長の指定する山林						
20	総務省令で定める舟車						
計		10,144	710	1,307	1,069	724	13,954

オ 数量別危険物施設数

令和6年4月1日現在

区分 数量	製造所	貯蔵所							取扱所			計
		屋内	屋外	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	給油	販売	一般	
5倍以下	0	75	0	3	40	86	0	102	6	1	78	391
5倍超 10倍以下	2	28	11	1	32	54	0	7	12	1	33	181
10倍超 50倍以下	2	18	13	1	48	47	0	20	43	3	43	238
50倍超 100倍以下	3	4	1	0	25	6	0	1	21	0	10	71
100倍超 150倍以下	0	2	0	0	4	2	0	0	14	0	0	22
150倍超 200倍以下	0	2	0	0	5	1	0	0	25	0	3	36
200倍超 1,000倍以下	2	6	0	0	4	3	0	0	46	0	2	63
1,000倍超 5,000倍以下	0	5	0	0	2	0	0	0	0	0	0	7
計	9	140	25	5	160	199	0	130	167	5	169	1,009

カ 危険物施設数

令和6年4月1日現在

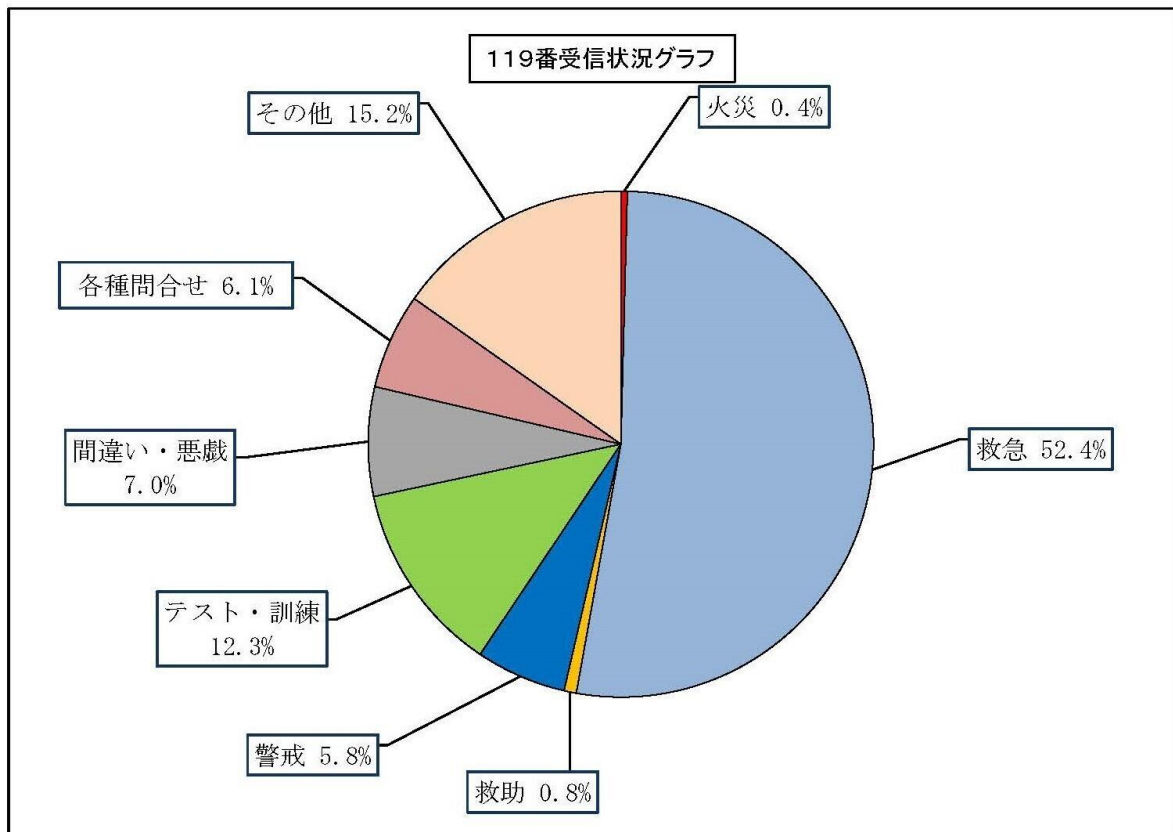
区分	市町	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	計
製造所		3	0	1	0	5	9
貯蔵所	屋内	70	10	17	10	33	140
	屋外	0	6	0	1	18	25
貯蔵所	屋内タンク	2	0	0	2	1	5
	屋外タンク	72	10	19	20	39	160
	地下タンク	111	18	27	27	16	199
貯蔵所	簡易タンク	0	0	0	0	0	0
	移動タンク	72	4	11	15	28	130
取扱所	給油	102	17	25	14	9	167
	販売	5	0	0	0	0	5
	一般	93	17	18	22	19	169
計		530	82	118	111	168	1,009

キ 119番受信状況

令和5年中

種別\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(回)	比率
火災	12	20	11	13	21	6	3	12	2	12	9	9	130	0.4%
救急	1,615	1,154	1,278	1,231	1,298	1,326	1,541	1,651	1,448	1,323	1,253	1,432	16,550	52.4%
救助	19	25	32	16	18	19	25	15	17	10	17	35	248	0.8%
警戒	176	153	148	125	119	130	170	137	149	127	203	191	1,828	5.8%
テスト・訓練	216	477	399	261	291	290	317	192	274	333	464	363	3,877	12.3%
間違い・悪戯	180	201	176	165	192	203	238	214	178	156	154	146	2,203	7.0%
各種問合せ	176	88	95	307	304	115	208	177	104	110	102	142	1,928	6.1%
その他	427	518	546	198	342	401	443	378	412	368	359	421	4,813	15.2%
計(回)	2,821	2,636	2,685	2,316	2,585	2,490	2,945	2,776	2,584	2,439	2,561	2,739	31,577	100.0%

※「その他」には、重複通報や陳情などが含まれます。
 ※重複通報：例) 火災などの一つ災害で多数の人が119番通報をすること。

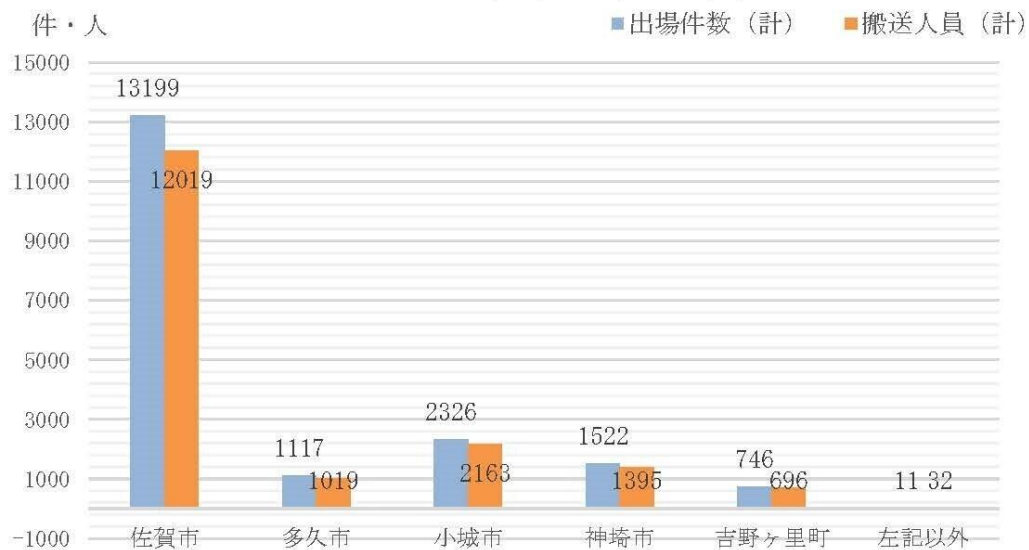


ク 事故種別救急出場件数・搬送人員

令和5年中

市町		佐賀市	多久市	小城市	神崎市	吉野ヶ里町	左記以外	計	
種別	火災	62	12	22	12	5	1	114	
	自然災害	14		1				15	
	水難	5	2	2				9	
	交通	907	74	140	120	50	5	1,296	
	労働災害	76	12	18	30	8		144	
	運動競技	131	6	15	9	4		165	
	一般負傷	1,532	159	283	195	63		2,232	
	加害	40	2	3	2	3		50	
	自損行為	88	5	15	15	5		128	
	急病	7,803	691	1,468	949	483	5	11,399	
	その他	転院	1,872	118	269	138	101		2,498
		医師	1		1				2
		資器材							0
		その他	668	36	89	52	24		869
出場件数(計)		13,199	1,117	2,326	1,522	746	11	18,921	
傷病程度	死	217	20	45	23	6		311	
	重	1,161	104	217	146	82		1,710	
	中	5,787	484	958	711	322	8	8,270	
	軽	4,854	411	943	515	286	24	7,033	
	その他							0	
搬送人員(計)		12,019	1,019	2,163	1,395	696	32	17,324	
不搬送		1,254	96	179	136	56	17	1,738	

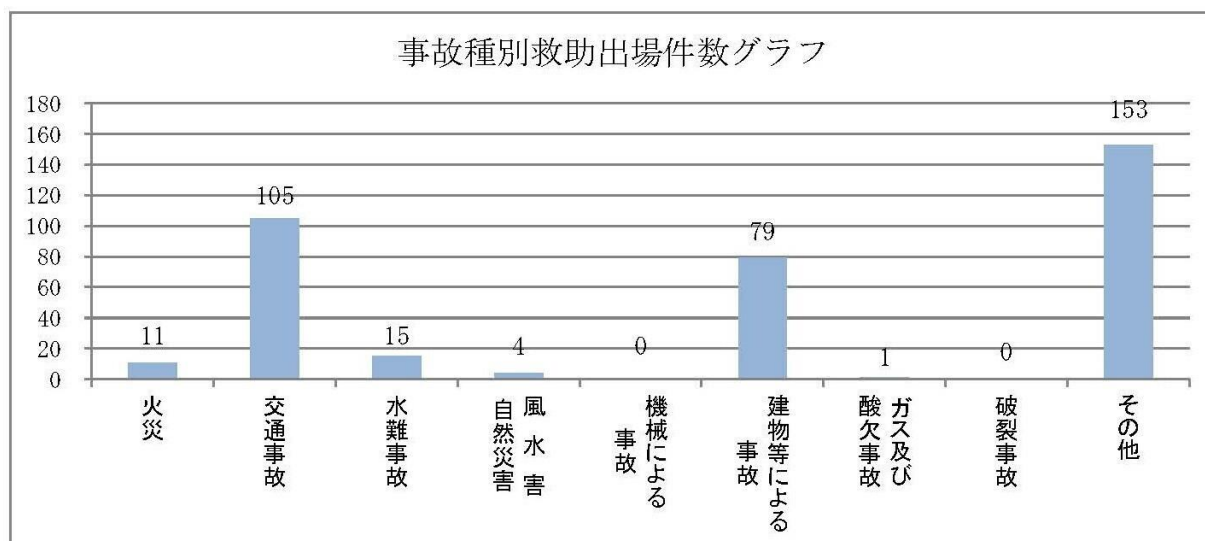
救急出場件数・搬送人員グラフ



ケ 事故種別救助出動件数・救助人員

令和5年中

事故種別		市 町						合計
		佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	左記以外	
火 災	出動件数	5	1	2	2	1		11
	救助人員	3		1				4
交 通 事 故	出動件数	45	10	22	12	2	14	105
	救助人員	29	8	9	7	1	5	59
水 難 事 故	出動件数	10	1	2	1	1		15
	救助人員							0
風 水 害 害 自 然 災 害	出動件数	3				1		4
	救助人員							0
機 械 に よ る 事 故	出動件数							0
	救助人員							0
建 物 等 に よ る 事 故	出動件数	67		5	6	1		79
	救助人員	35		2	3	1		41
ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	出動件数						1	1
	救助人員						1	1
破 裂 事 故	出動件数							0
	救助人員							0
そ の 他	出動件数	99	11	18	15	5	5	153
	救助人員	46	10	12	10	4	0	82
合 計	出動件数	229	23	49	36	11	20	368
	救助人員	113	18	24	20	6	6	187



コ 幼少年女性防火委員会

i 委員会の目的

幼年消防クラブ及び少年消防クラブ並びに女性防火クラブの結成促進と育成強化を図り、自主防災意識の高揚と地区防災体制の一層の充実に資することを目的とする。

名 称	結 成 年 月 日	事 務 局
佐賀地区幼少年女性防火委員会	平成12年4月1日	佐賀広域消防局 予防課

サ 幼年・少年消防クラブ

i クラブの目的

このクラブは、幼年・少年期において、火の大切さと火の取り扱いを間違えた時の恐ろしさを教え、火遊び・いたずらによる火災の防止を図り、また、災害時の身の守り方を身につけさせるとともに、このクラブ活動を通じ子供達を健全に礼儀正しく、協調性を養うことを目的とする。

ii 結成状況

《幼年消防クラブ》

令和6年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	38	2,409
多久市	13	320
小城市	12	256
神埼市	8	840
吉野ヶ里町	5	496
計	76	4,321

《少年消防クラブ》

令和6年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	0	0
多久市	1	100
小城市	1	71
神埼市	0	0
吉野ヶ里町	1	28
計	3	199

シ 女性防火クラブ

i クラブの目的

このクラブは、一般家庭からの火災を防止するため、特に家庭で使用される火気取扱器具の化学的知識と適切な使用方法を知り、更に火災発生時の避難通報要領と初期消火方法等を習熟するとともに、火災予防思想の高揚を図り、明るい安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

ii 結成状況

令和6年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	1	7
計	1	7

ス 消防音楽隊

i 概要

音楽を通じて市民の火災予防思想の普及を図り、併せて消防職員の士気の高揚と情操の育成に資することを目的として、昭和44年5月1日に同好者23名で音楽部を結成した。逐年の活動の結果、各種行事での演奏の機会も多くなり、消防広報を更に効果的なものにするため、昭和48年8月1日に音楽隊の設置規程を制定し、名称も佐賀市消防音楽隊として正式に発足した。昭和57年3月には同規程の一部を改正して、消防団員も音楽隊員に委嘱することができるようにし職団員をもって消防広報に活躍している。平成12年4月1日佐賀広域消防局発足と同時に名称変更が行われ、『佐賀広域消防局消防音楽隊』となった。

平成26年4月からは、消防職団員以外の者も広く音楽隊員に委嘱できるようにした。

現在は、週一回の定期的な合同練習を行い、各種演奏出場に備えている。

ii 編成

令和6年4月1日現在

楽 器 名 等	職 員			講 師	一 般	人 員 計
	隊 長	副 隊 長	隊 員		隊 員	
指 揮				1		1
フルート (ピッコロ)					3 (2)	3 (2)
クラリネット (バスクラリネット)			2		3 (1)	5 (1)
アルトサクソフォン テナーサクソフォン バリトンサクソフォン		1	2		4 (3)	7 (3)
トランペット		1	1		6 (2)	8 (2)
ホルン					3	3
トロンボーン			2		3 (1)	5 (1)
ユーフォonium			1 (1)		2 (2)	3 (3)
チューバ	1				2	3
ベース コントラバス			1 (1)			1 (1)
パーカッション			2		3	5
計	1	2	11 (2)	1	29 (11)	44 (13)

()内はうち女性隊員数

iii 令和5年の主な演奏出場

演奏月	行 事 名
3月	佐賀県消防大会
3月	春の火災予防コンサート
4月	佐賀県消防職員意見発表会
8月	脊振わんぱくまつり
9月	救急フェスタ
9月	リレー・フォー・ライフ・ジャパン2023佐賀、2023がん征圧県民のつどい
10月	さが防火フェスタ2023
11月	シチメンソウまつり
11月	防火ポスターコンクール表彰式

佐賀県後期高齢者医療広域連合

(1) 経緯

平成 18 年 6 月 21 日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）と全面的に改正され、75 歳以上の高齢者等に係る医療については、後期高齢者医療制度で行うことになった。

また、平成 20 年 4 月から始まったこの後期高齢者医療を運営するのは、都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成 18 年 9 月 1 日に設けた。

12 月に全ての市・町で議決され、平成 19 年 1 月 23 日に県から設置許可書の交付を受け、2 月 1 日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成 19 年度は、制度施行の準備が行われ、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が開始された。

(2) 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

① 構成団体：県内全市町（10 市 10 町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

② 主な業務

- ア 被保険者の資格の管理に関する事務
- イ 医療給付に関する事務
- ウ 保険料の賦課に関する事務
- エ 保健事業に関する事務
- オ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

③ 市町と広域連合の役割

広域連合の役割	市町の役割
<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の決定○ 被保険者の資格認定○ 医療を受けたときの給付○ 保健事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の徴収○ 申請や届出の受け付け○ 被保険者証の引き渡し(※1)○ 資格確認書等の引き渡し(※2)○ 広報及び相談○ 保健事業に関する業務

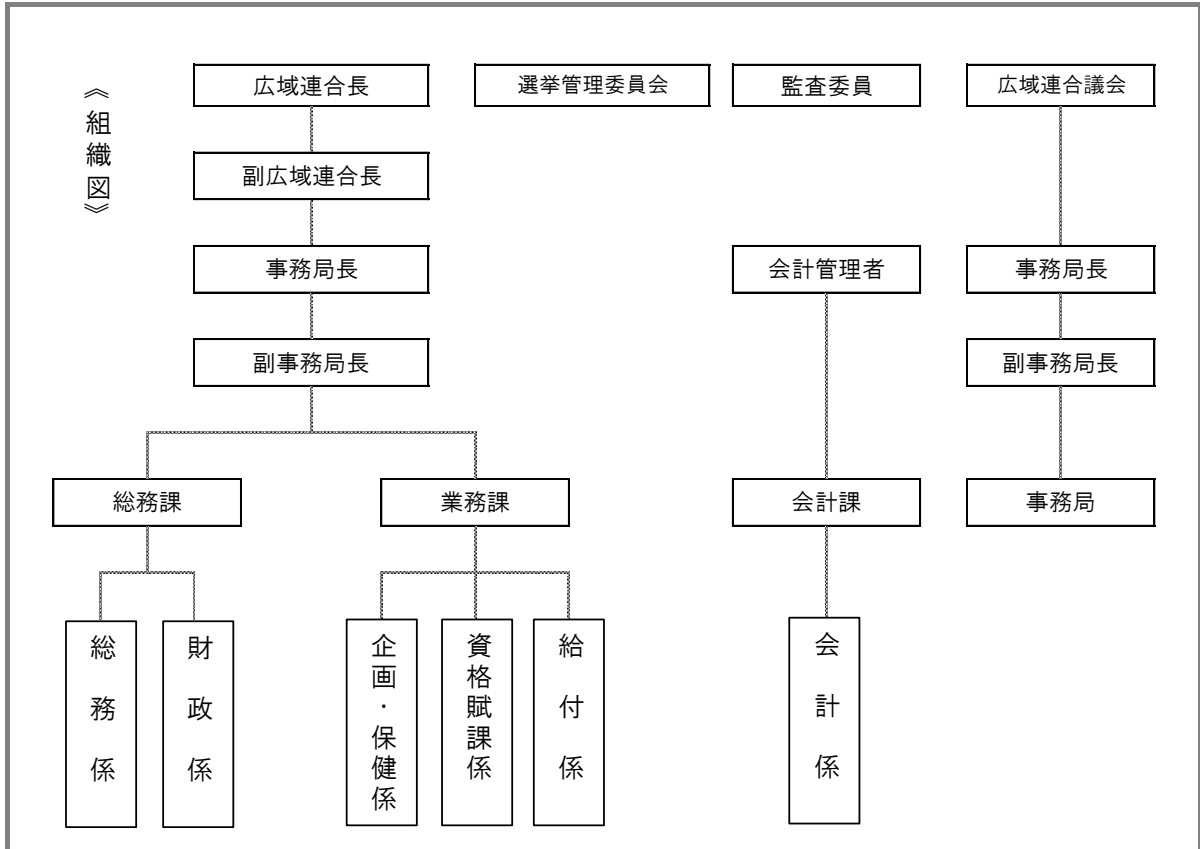
※1「被保険者証の引き渡し」は、令和 6 年 12 月 1 日まで。

※2「資格確認書等の引き渡し」は、令和 6 年 12 月 2 日から。

(3) 組織図

現在、佐賀市大和支所 3 階に事務局を設け、構成市町から派遣された 24 名の職員により、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



※ 所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局
佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 佐賀市大和支所 3 階

(4) 後期高齢者医療制度のしくみ

① 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

ア 75 歳以上の方

イ 65 歳から 74 歳で一定の障がいがある方

(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

② 保険料

ア 保険料の計算方法

保険料 = 所得割額【(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率】 + 被保険者均等割額

	令和 6 年・7 年度
被保険者均等割額	57,100 円
所得割率	11.09% (※3)

賦課限度額	800,000円(※4)
-------	--------------

※3 基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方の所得割率は、令和6年度に限り10.27%を適用。

※4 令和5年度末時点で75歳以上、または令和6年度末以前の障害認定による被保険者の賦課限度額は、令和6年度に限り73万円。

イ 保険料の軽減措置と激変緩和措置（これまでの経緯）

制度施行状況を踏まえて、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、低所得者層を中心に保険料の軽減対策が措置されている。

	所得の低い方 (軽減措置)	被扶養者であった方 (激変緩和措置)
恒常的な措置	○被保険者均等割の7割、5割、2割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から2年間 ・被保険者均等割の5割軽減
平成20年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の8.5割軽減 ○所得割の5割軽減	○4月～9月 ・保険料負担の凍結 ○10月以降 ・被保険者均等割の9割軽減
平成21年度における措置 ※平成28年度まで継続	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減 ○所得割の5割軽減	○被保険者均等割の9割軽減
平成29年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減 ○所得割の2割軽減	○被保険者均等割の7割軽減
平成30年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減	○被保険者均等割の5割軽減
令和元年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の8.5割軽減又は8割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和2年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の7.75割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和3年度以降における措置	(「恒常的な措置」に戻る)	(「恒常的な措置」に戻る)

ウ 保険料の納付方法

- i 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。
- ii 普通徴収 年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料とあわせた保険料額が、年金受給額の2分の1を超える場合には、特別徴収とならない。
納付書や口座振替による支払いとなる。

※ 保険料の納付方法の変更（特別徴収から普通徴収への変更）について

年金からの引き落とし（特別徴収）の方については、市町へ申し出いただくことにより、口座振替（普通徴収）へ変更できる。

③ 保険給付の内容

療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費、高額介護合算療養費の支給。

(5) 業務の状況

① 被保険者の状況（令和6年3月末現在）

年 齢 区 分	人数（単位：人）	構成率
65歳から74歳で一定の障がいがある方（広域連合の認定を受けた方）	1,630	1.23%
75歳以上の方	130,711	98.77%
計	132,341	100.00%

② 保険料徴収の状況（令和5年度／令和6年5月末現在）

調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
9,377,315,400	9,346,517,412	99.67

③ 保険給付費の状況（令和5年度保険給付費執行状況）

区 分	件数（件）	給付費（円）
療養給付費	4,392,057	124,561,323,647
療養の給付	4,320,555	123,718,984,759
柔道整復	51,643	387,910,000
療養費（治療用装具ほか）	6,163	155,679,248
療養費（はり、きゅう、あんま、マッサージ）	13,696	298,749,640
訪問看護療養費	11,316	997,145,617
特別療養費	0	0
移送費	7	105,720
高額療養諸費	423,102	7,158,957,760
高額療養費	413,726	7,026,983,012
高額介護合算療養費	9,376	131,974,748
葬祭費	8,323	249,690,000

④ 保健事業の状況（令和5年度）

健康診査 232,772,575円（委託事業費等）

受診者数（人）	受診対象者数（人）	受診率（%）
25,077	93,120	26.93

佐賀市土地開発公社

(1) 目的

土地開発公社は、佐賀市と一体となり、市の施策に対応し、都市的機能の整備を推進するために必要な用地確保を行い、もって市民福祉の増進に寄与すること目的とする。

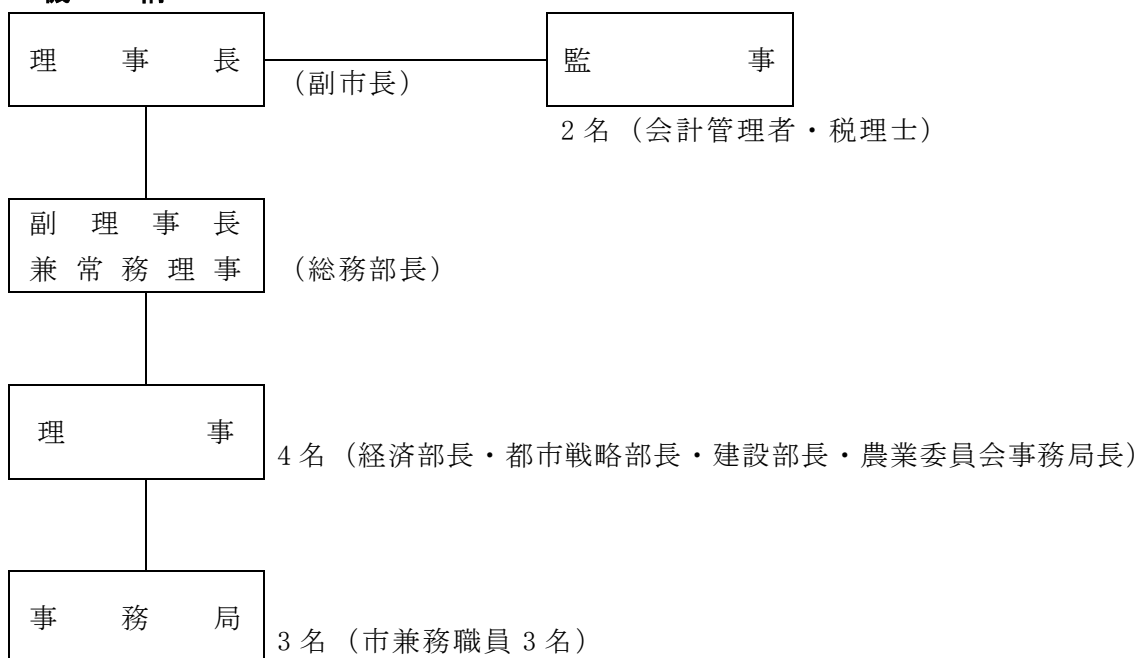
(2) 名称・所在地

佐賀市土地開発公社 佐賀市栄町1番1号（平成27年4月1日～）

(3) 基本財産

500万円（佐賀市からの出資金）

(4) 機構



(5) 事業計画（令和6年度）

① 買収予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
—	—	—	—
計	—	—	—

② 売却予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
—	—	—	—
計	—	—	—

(6) 保有地一覧

(令和6年4月1日)

	事業 番号	事業名	地目	面積 (㎡)	金額 (円)
公有 用地	013	都市計画街路 呉服元町～湊線	宅地	705.38	118,653,362
	026	葉隠発祥の地周辺整備事業	山林外	8,565.72	285,133,593
	101	城内公園整備予定地	宅地	1,928.81	276,740,169
	小 計			11,199.91	680,527,124

特定 土地	—	—	—	—	—
	小 計			—	—

開 発 中 土 地	110	佐賀大和 IC 工業団地	—	10,304.94	—
	小 計			10,304.94	—

合 計				21,504.85	680,527,124
-----	--	--	--	-----------	-------------

佐賀東部水道企業団

(1) 事業の概要

佐賀東部水道企業団は、佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の水道用水供給事業と、佐賀市の一部（川副町、東与賀町）、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の6市町の水道事業を行っている。

企業団が行う事業のうち水道用水供給事業とは、筑後川から取水した原水を北茂安浄水場で浄水処理し、送水ポンプによってみやき町皿山地内の標高 50m地点の白壁中継ポンプ場に圧送し、更に加圧ポンプによって同町香田地内の標高 100m地点の中原調整池(33,690m³)で貯水した後、自然流下によって5市町へ水道用水を供給し、また、飛地となっている基山町へは、福岡導水事業の導水管から受水し基山浄水場で浄水処理した後、町内に供給する、言わば水の「卸売り」の事業である。

また、水道事業は、水道用水供給事業から受水した水をそのまま管網整備した配水管を通して各家庭へ給水する「小売り」の事業である。

以上のように当企業団は、水道用水供給事業と水道事業を併営する全国でも希有な水道事業体である。

	水道用水供給事業	水 道 事 業
計 画	供給区域 6市町 (370.87 k m ²) 給水人口 305,500人 一日最大取水量 102,000m ³ /日 一日最大供給量 85,400m ³ /日	給水区域 6市町 (210.5 k m ²) 給水人口 116,600人 一日最大給水量 48,500m ³ /日
実 績	令和5年度 給水人口 282,378人 年間供給水量 20,179,525m ³ 一日最大供給量 64,274m ³ /日 建設改良費(税込) 452,680千円	令和5年度 給水人口 113,805人 年間給水量 11,259,352m ³ 一日最大給水量 41,054m ³ /日 建設改良費(税込) 634,822千円



佐賀東部水道企業団

本庁

佐賀市兵庫町大字西淵 1960 の 4

T E L (0952) 30-6151

三養基営業所 (みやき町防災センター別館 1F)

三養基郡みやき町大字東尾 737 の 5

T E L (0942) 89-2868

北茂安浄水場

三養基郡みやき町大字江口 3986 の 1

T E L (0942) 89-5676

基山浄水場

三養基郡基山町大字園部 1682 の 3

T E L (0942) 92-7209

脊振共同塵芥処理組合

- 施設名称 脊振広域クリーンセンター ※令和5年度で稼働終了
- 所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路 3362 番地 1
- 構成団体 吉野ヶ里町・神埼市・佐賀市（旧三瀬村・旧諸富町）
- 共同処理の事務 塵芥処理施設の設置、管理及び経営並びに収集に関する事務
※令和6年度からは塵芥処理施設の管理、運営及び廃止に関する事務

(1) ごみ焼却処理施設

- ① 建設年度 平成6年度～平成8年度（3ヵ年継続事業）
- ② 敷地面積 40,000 m²（粗大ごみ施設・洪水調整池含む）
- ③ 処理能力 111 t / 24H（55.5t/24h×2 炉）
- ④ 燃焼方式 全連続燃焼式（炉数：2 炉）
- ⑤ 焼却炉数 2 炉
- ⑥ 主要設備
 - ア 受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
 - イ 燃焼設備 ストーカ方式
 - ウ 燃焼ガス冷却設備 水噴射冷却方式
 - エ 排ガス処理設備 バグフィルタ・有害ガス除去設備（乾式）
- ⑦ 建設事業費 3,264,136 千円
財源内訳 [国庫補助金 372,121 千円]
[地方債 2,570,500 千円]
[一般財源 321,515 千円]

(2) 粗大ごみ処理施設

- ① 建設年度 平成6年度～平成8年度（3ヵ年継続事業）
- ② 処理能力 25 t / 日
- ③ 選別種類 鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物の4種類
- ④ 主要設備
 - ア 受入供給設備 受入れホッパ方式
 - イ 破碎設備 粗破碎機（二軸）・回転破碎機
- ⑤ 建設事業費 1,116,108 千円
財源内訳 [国庫補助金 227,102 千円]
[地方債 789,000 千円]
[一般財源 100,006 千円]

(3) 埋立処分地施設

- ① 建設年度 平成6年度～平成7年度（2ヵ年継続事業）
- ② 埋立施設面積 13,000 m²
- ③ 埋立面積 11,000 m²

- ④ 埋立容量 100,000 m³
- ⑤ 埋立工法 セル工法
- ⑥ 主要設備
- ア 流出防水設備 土堰堤
- イ 遮水設備 全面遮水シート工（一部2重シート）
- ウ 浸出水処理施設 処理能力 60 m³/日
 処理能力 生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過＋キレート吸着
 ＋活性炭吸着＋塩素滅菌 ※浸出水処理水はごみ焼却施設にて再利用
- ⑦ 建設事業費 930,996 千円
- 財源内訳 [国庫補助金 166,231 千円]
 [地方債 651,800 千円]
 [一般財源 112,965 千円]

(4) 施設全体建設事業費

- 5,311,240 千円
- 財源内訳 [国庫補助金 765,454 千円]
 [地方債 4,011,300 千円]
 [一般財源 534,486 千円]

(5) 灰溶融施設概要

- ① 建設年度 平成 18 年度事業（繰越事業）
- ② 工期 平成 18 年 12 月 4 日～平成 19 年 12 月 20 日
- ③ 施設名称 脊振広域クリーンセンター灰溶融施設
- ア 処理能力 12.6 t /16 h（6.3 t /16 h × 2 炉）
- イ 溶融方式 焼却炉直結溶融方式
- ウ 主要設備
- i 灰溶融炉
- ii 酸素供給設備（V S A 酸素製造装置）
- iii 燃料供給設備（L P G 供給設備）
- iv スラグ搬出設備
- v 溶融飛灰搬出設備
- エ 建設事業費 973,665 千円
- (内訳) 工事費 962,850 千円
 事務費 10,815 千円
- オ 財源内訳 [国庫交付金 307,239 千円]
 [地方債 591,900 千円]
 [一般財源 74,526 千円]

天山地区共同衛生処理場組合

(1) 施設の概要

- ① 名 称 クリーンセンター天山
- ② 所 在 地 佐賀県小城市牛津町勝 861 番地
- ③ 構 成 団 体 佐賀市（大和町・久保田町）・小城市・多久市
- ④ 共同処理の事務 し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理に関する事務
- ⑤ 施設の処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過）
- ⑥ 施設の処理能力 180kℓ/日（し尿：169.4kℓ/日、浄化槽汚泥：10.6kℓ/日）
- ⑦ 施設建設事業費 2,837,203 千円

(2) 令和 5 年度し尿・浄化槽汚泥搬入量及び負担金実績

（単位：kℓ）

区 分	佐 賀 市	小 城 市	多 久 市	計	構 成 比
し 尿 搬 入 量	4,716	12,436	10,256	27,408	17.21%
浄化槽汚泥搬入量	8,333	13,240	4,421	25,994	32.06%
計	13,049	25,676	14,677	53,402	24.44%

（単位：千円）

区 分	佐 賀 市	小 城 市	多 久 市	計	構 成 比
運 営 負 担 金	88,903	160,152	100,945	350,000	25.40%

三神地区環境事務組合

- ① 施設の名称 三神地区汚泥再生処理センター
- ② 所在地 佐賀県神埼市千代田町柳島 1290 番地
- ③ 構成団体 佐賀市(三瀬村)・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町
- ④ 共同処理する事務 汚泥再生処理施設の設置及び管理運営
- ⑤ 施設の処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
- ⑥ 施設の処理能力 184kL/日(し尿:94kL/日、浄化槽汚泥:90kL/日)
- ⑦ 施設建設事業費 56 億 5,117 万 6 千円

⑧令和 5 年度し尿・浄化槽汚泥搬入量 (単位:kL)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
し尿搬入量	489	14,381	14,870	3.29%
浄化槽汚泥搬入量	1,390	34,458	35,848	3.88%
計	1,879	48,839	50,718	3.70%

⑨令和 5 年度負担金 (単位:千円)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
運営負担金	19,986	326,225	346,211	5.77%

天山地区共同斎場組合

(1) 施設の概要

- ① 位置 多久市東多久町大字別府 2949 番地 743
- ② 敷地面積 9,599.30 m²
- ③ 建築面積 1,198.67 m² (建床面積 859.06 m²)
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨、平屋建
- ⑤ 施設内容
 - ア 待合棟 ホール、待合室 4 室、事務室、給茶機、自動販売機、便所
 - イ 火葬棟 前室、収骨室 (2 室)、告別室、炉前ホール、火葬炉 4 基、発電機室、残灰処理室、機械室、作業員控室
 - ウ 駐車場 28 台
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 48 年 2 月 25 日着工 昭和 48 年 11 月 20 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 48 年 12 月 1 日
- ⑧ 全面改修年度 平成 11 年度
- ⑨ 事業費 4 億 1 百 70 万 1 千円 (改修費)

(2) 使用料

(単位：円)

① 遺がいの火葬料 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者	
	大人 (12 歳以上)	6,000	60,000
	子ども (12 歳未満)	4,000	40,000
死産児	2,000	20,000	
② 改葬遺骨の火葬料 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者	
	区分なし	2,000	20,000
③ 焼却料	地区内居住者	地区外居住者	
	人体の一部	2,000	20,000
	汚物等	1,000	10,000

(3) 利用状況 (令和 5 年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	
大 人	地区内	895 件	改葬遺骨の火葬	地区内	20 件	
	地区外	18 件		地区外	0 件	
子 ども	地区内	4 件	焼 却 料	人 体 の 一 部	地区内	0 件
	地区外	0 件			地区外	0 件
死 産 児	地区内	5 件	汚 物 等	汚 物 等	地区内	0 件
	地区外	1 件			地区外	0 件

佐賀市シルバー人材センター

(1) 概要

- ① 名称 公益社団法人 佐賀市シルバー人材センター
- ② 設立 昭和 59 年 3 月 7 日
- ③ 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号

(2) 会員数調

○ 会員数及び平均年齢、最高・最低（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	会員数	平均年齢	最高年齢
男	581 人	74.9 歳	93 歳
女	268 人	74.8 歳	96 歳
合計	849 人	74.9 歳	

(3) 会員の年齢別構成

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	構成数		
	男	女	合計
60 歳未満	0 人	1 人	1 人
60 歳～64 歳	15 人	10 人	25 人
65 歳～69 歳	70 人	39 人	109 人
70 歳～74 歳	220 人	99 人	319 人
75 歳～79 歳	175 人	70 人	245 人
80 歳以上	101 人	49 人	150 人
合計	581 人	268 人	849 人

(4) 年度別 会員数・契約件数・金額（公共・民間別）一覧表

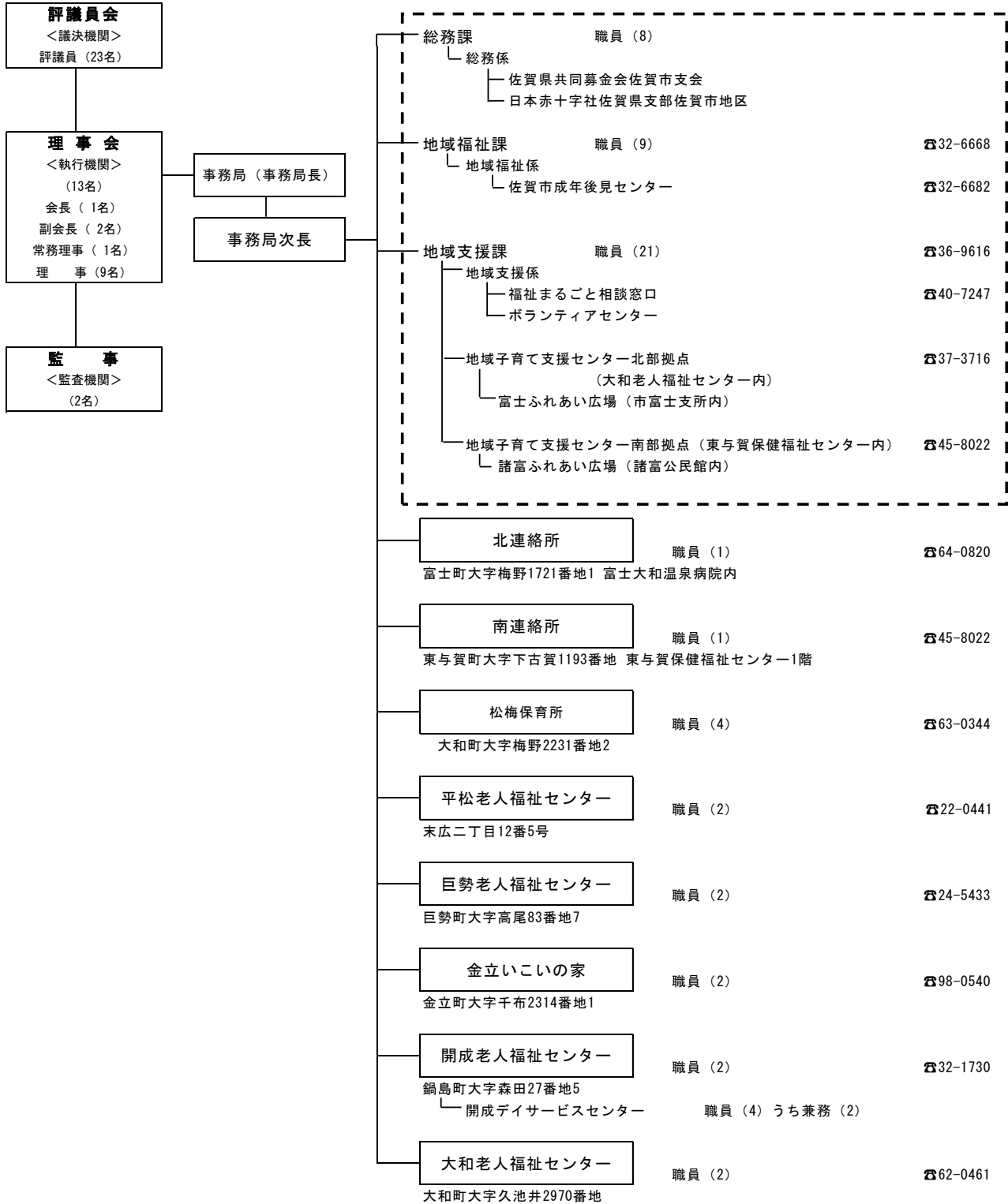
年度	会員数 (人)	男 (人)	就 業 実人員 (人)	就業率 (%)	契約 件数 (件)	公共事業 (件)	契約金額 (円)	公共事業 (円)	公共・民間 比 率 (%)
		女 (人)				民間事業 (件)		民間事業 (円)	
R1	924	615	675	73.1	5,763	332	303,453,498	121,688,446	40.1
		309				5,431		181,765,052	59.9
R2	902	599	675	70.0	5,506	327	298,819,588	124,759,705	41.8
		303				5,179		174,059,883	58.2
R3	864	593	607	70.3	5,505	379	307,199,137	138,766,943	45.1
		271				5,126		168,432,194	54.9
R4	836	572	593	70.9	5,458	337	301,597,978	129,922,184	43.1
		264				5,121		171,675,794	56.9
R5	849	581	570	67.1	5,037	316	298,711,486	130,385,039	43.6
		268				4,721		168,326,447	56.4

佐賀市社会福祉協議会

佐賀市社会福祉協議会組織図

本 所 佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館3階

☎32-6670



(2) 社会福祉事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
法人運営事業	法人運営事業	①将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。	理事・評議員等
		②職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。	
		③理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。	
		④苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。	
	⑤福祉バスの運行	本協議会の団体会員（市内の各種福祉関係団体等）	

区分	事業名	事業の概要	対象
地域福祉活動事業	企画・広報	①佐賀市社会福祉大会の開催	市内の福祉関係者
		②社協だより“愛・あい”の発行	市内全世帯及び事業所
		③ホームページの運用	一般市民
	地域福祉活動計画策定事業	第4期計画（令和3年度～令和7年）進捗のため、策定推進委員会を開催する。また、第5期計画（令和8年度～令和12年度）の策定に向けて取り組んでいく。	一般市民

ボランティアセンター事業	住民主体の地域福祉の推進の為に、ボランティア機能（コーディネート・人材育成等）の整理、各事業における評価・方法等を検討する。併せて、地域福祉教育の視点を踏まえ、各事業、助成を活かした地域力の向上を図っていく。	
	①ボランティアセンター運営事業	一般市民 ボランティア会員
	②ボランティア団体等助成事業	ボランティア団体等
	③各町村ボランティア連絡協議会活動助成	ボランティア団体等
	④災害ボランティアセンター事業	被災者 一般市民 ボランティア等

区分	事業名	事業の概要	対象
地域福祉活動事業	高齢者ふれあいサロン事業 (佐賀市委託)	高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、地域の様々な施設（地区公民館、集会所等）を利用し、高齢者や地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深め、生きがいつくりや健康づくりを推進し、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。	概ね 65 歳以上の閉じこもりがちな高齢者
	地域子育て支援センター事業	北部拠点 北部の拠点として大和ふれあい広場で子育て世代の親子等に対する支援について、継続的に事業を展開していく。 南部拠点 南部の拠点として東与賀ふれあい広場で、子育て世代の支援を強化していく。また、地域で子育てに関する活動を行っているサークル等との連携強化も図っていく。	未就園児及びその保護者・ボランティア

<p>多機関協働事業 (佐賀市委託)</p>	<p>令和4年度から佐賀市で取り組んでいる重層的支援体制整備事業の中核を担う事業として、単独の相談支援機関だけでは対応が困難な複合的な課題や狭間の問題を抱えた人や世帯など各分野の相談支援機関が支援に行き詰った困難ケースに対し、必要に応じて重層的支援会議や支援会議を開催し、支援機関の役割分担や情報共有、課題の整理など分野を超えた支援機関の連携と協働を促します。</p> <p>今年度は、昨年度から実施しているアウトリーチ機能（相談者の元に出向く）を活かし、相談に対し迅速かつ丁寧な対応ができるよう取り組む。</p> <p>※福祉まるごと相談窓口 平成28年9月から市役所1階14番窓口で「福祉に関するワンストップ窓口（全世代対応型の総合相談窓口）」として、どんな相談でも「断らない、一旦受け止める」ことを意識しながら相談を受けている。</p>	<p>一般市民</p>
<p>アウトリーチ等を通じた継続支援事業 (佐賀市委託)</p>	<p>重層的支援体制整備事業の必須事業として、アウトリーチを基本とした支援を3つのエリア別に地区担当（CSW）が地域に出向いていき、制度やサービスの対象とならない方なども含め世帯単位で支援していく。また、校区（地区）社協社会福祉協議会等と協力し、地域課題を住民と共に協働して支援を行い地域福祉活動の推進を図っていく。</p>	<p>一般市民</p>
<p>参加支援事業 (佐賀市委託)</p>	<p>重層的支援体制整備事業の必須事業として、対象者に対して社会（地域）とのつながりを作るために、対象者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源を活用しながら本人や世帯が地域や社会と継続的につながる支援を展開していく。また、制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発していくことで、社会資源の拡充を働きかけるなど継続的な伴走型支援を行っていく。</p>	<p>一般市民</p>
<p>第2層生活支援コーディネーター事業</p>	<p>介護保険事業における生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーターの業務を佐賀市からの委託により、業務を行う。住民が抱える生活課題（ゴミ出し、電球交換、庭掃除など）を住民と共に支援のしくみづくりを行い、生活課題の解決にむけて地域づくりを行う。</p>	<p>一般市民</p>

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	地域福祉活動推進事業	①各福祉団体助成 ②民生委員・児童委員活動 ③校区（地区）社協役員研修会 ④校区（地区）社協活動助成 ⑤校区（地区）社協会長会運営費 ⑥「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業 ⑦福祉協力員等設置推進支援事業 ⑧児童遊園地整備助成 ⑨小災害罹災世帯に対する見舞 ⑩実習生受け入れ ⑪地域福祉活動研修等参加 ⑫ヤングケアラー支援事業	一般市民 民生委員児童委員 校区社協 高齢者 児童 障がい児・者
共同募金配分金事業	歳末助け合い配分事業	前年度、運動期間中（12月1日から1ヶ月間）に集まった募金を元に、住民ニーズに応じた事業を展開する。 ①年末年始地域福祉事業	地域住民
	共同募金配分金事業	本会への配分金を基に、法人からの繰入金と併せて共同募金配分事業として事業を行う。 ①校区（地区）社協活動助成 ②在宅高齢者等会食会・訪問交流事業 ③ふれあいのまちづくり支援事業助成 ④地域応援研修会 ⑤福祉体験学習指導者派遣事業 ⑥新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）事業 ⑦生活困窮者支援事業 ⑧地域の助けあい応援プロジェクト	一般市民 高齢者 校区社協 福祉関係機関・団体 障がい児・者

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
福祉サービス利用支援事業	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、判断能力に不安を持つ認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などを対象に、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かり等のお手伝いをする。 契約後に判断能力が低下している利用者に対して、必要に応じ、成年後見制度へのスムーズな移行を進めていく。 また、専門員や生活支援員への計画的な研修等を実施していくことで、利用者へのサービス向上等に繋げていく。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分だが、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者
	法人後見事業	法人（成年）後見が必要と認められる人の後見人等になり、被後見人等の意思決定を尊重する身上保護や財産管理など生活全般において長期的に支援していく。 さらに、被後見人等に対し、意思決定を重視した支援を行うために、職員研修等を計画的に実施し、社会貢献の一助として取り組んでいく。	家庭裁判所から受任を受けた者
	佐賀市成年後見センター （佐賀市成年後見制度利用支援事業：佐賀市委託）	佐賀市成年後見センター（成年後見制度利用促進法における中核機関）として成年後見制度を周知することを目的に、地域住民や関係機関を対象とした研修会等を通して広報・啓発活動を行う。また、新たに地域連携ネットワーク構築に向けた会議を開催し、各関係機関と連携しながら佐賀市の実情に合った体制づくりを進めていく。	一般市民
	移送サービス事業	既存の交通機関による移動が困難であり、歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供する。（利用対象地域：三瀬村、富士町、大和町松梅地区）	歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者

生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に、相談援助を行う。 また、コロナ禍において特例貸付を利用された世帯の生活課題に対して、重点的に相談援助（フォローアップ事業）を行う。	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業中の世帯等
	福祉資金（小口）貸付事業	低所得世帯の自立のため、他からの資金借入れが困難かつ緊急の場合に貸し付けを行う。	低所得者世帯

(3) 施設経営事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
老人福祉センター等運営事業		高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5箇所（平松、巨勢、金立、開成、大和）の老人福祉センター等を運営する。各センターでは教養講座（高齢者大学等）、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。	
	老人福祉センター事業	(1) いきがい館平松（平松老人福祉センター） ①平松老人福祉センター事業 ②佐賀市平松清風大学 (2) いきがい館巨勢（巨勢老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①巨勢老人福祉センター事業 ②巨勢シルバーカレッジ (3) いきがい館開成（開成老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①開成老人福祉センター事業 (4) いきがい館大和（大和老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①大和老人福祉センター事業 ②大和いきがい文化講座	①は60歳以上の方 ②は市内在住の60歳以上で学習意欲のある方
	金立いきいの家事業 (佐賀市委託)	(1) いきがい館金立（金立いきいの家） ①金立いきいの家事業 ②金立いきいの家文化講座	

(4) 介護保険等事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
通所介護事業	開成デイサービスセンター事業	要支援及び要介護認定を受けた方が、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供する。	介護保険の要支援・要介護者

(5) 認可外保育施設運営拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
松梅保育所運営事業	松梅保育所運営事業 (佐賀市委託)	保育所保育指針を軸に幼児期の発達を踏まえた就学前の学びを与え、安心感をもって意欲的に学ぶ子どもの育成と併せて子育て家族の支援を行う。また、松梅校区や地域住民との交流を通して連携し、子どもの健やかな成長を支援する。 松梅地区唯一の保育施設として、佐賀市から認可外保育所の委託を受けて実施する。	1～5歳児、就学前の幼児

(6) その他の事業

区分	事業名	事業の概要	対象
共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力	赤い羽根募金	10月1日から12月31日までの3ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、資材、学校、イベント、職域等の各種募金を行う。	市内全世帯、自治会、学校、ボランティア、関係機関、企業、民生児童委員等

	歳末たすけあい募金	12月1日から12月31日までの1ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を行う。	市内全世帯、自治会、関係機関、関係団体、学校等
共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は佐賀県共同募金会に全額送金し、同会を通じて被災地へ送金する。	一般市民
	小災害罹災世帯に対する見舞	火事等により、罹災者が物的・精神的な援護が必要な状況において、自力更生の一時的な援助を図るため見舞金を支給する	罹災世帯

区分	事業名	事業の概要	対象
日本赤十字社事業の推進 (日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区)	社資・寄付金募集	国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金の確保に努める。	自治会 (市内全世帯)
	各種講習会	佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う。 ・赤十字救急法講習会 ・講習への講師(指導員)派遣調整	一般市民
	防災・減災活動等への取り組みに対する助成	校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付する。	校区自治会 自主防災組織
	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は日本赤十字社佐賀県支部に全額送金し、県支部を通じて被災地へ送金する	一般市民
	火事等の罹災世帯への援助	罹災世帯に対し、見舞金や毛布、日用品等の物資を支給する	罹災世帯